

都市計画税の使途状況について

町税は、その使途が特定されない「普通税」と使途の特定されている「目的税」の2種類に区分されます。

津幡町で課税している目的税は「都市計画税」で、法律によりその使途は公園や下水道整備などの都市計画事業又は土地区画整理事業と定められています。

令和6年度における都市計画税収入額(減収補填分含む)の使途状況は下記のとおりです。

単位：万円

区分	事業費	事業費の財源内訳				
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち都市計画税
都市再生整備計画事業	34,671	23,457	10,100	0	1,114	411
公共下水道整備事業	176,083	80,241	19,230	76,612	0	0
町債返済金(※)	108,833	0	31,590	25,511	51,732	19,074
計	319,587	103,698	60,920	102,123	52,846	19,485

※過去の都市計画事業又は土地区画整理事業のために借り入れた町債の返済金